

米軍MC 130 J 特殊作戦機による慶良間諸島周辺での低空飛行訓練に関する抗議声明

昨年12月28日、29日及び今年1月6日、米軍嘉手納基地を拠点とする第353特殊作戦群所属のMC 130 J 特殊作戦機が慶良間諸島周辺上空で低空飛行訓練を行った。

訓練は、座間味村上空をこれまで見たことがないくらいの超低空で何度も旋回するなど、地域住民に恐怖を与えており、万一墜落でもすれば大惨事につながりかねないものであることから、断じて容認できるものではない。

1999年11月に日米両政府が公表した「在日米軍による低空飛行訓練について」においては、「在日米軍は低空飛行訓練を実施する際に安全性を最大限確保し、日本の地元住民に与える影響を最小限にする。」とあるが、この日米合意がないがしろにされている。

さらに、今回防衛大臣が、慶良間諸島周辺は訓練地域に含まれないとしながらも、「パイロットの技能の維持・向上を図る上で必要不可欠な要素であり、日米安全保障条約の目的達成のための重要な訓練である。」と述べ、低空飛行訓練を容認する認識を示したことは、誠に遺憾である。

よって、県民の生命・財産を守る立場から、今回の訓練に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く求める。

記

- 1 米軍航空機による住宅地域上空での飛行訓練を即時中止すること。
- 2 航空機の航行の安全等を定めた航空法を適用できるよう「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日米地位協定を抜本的に改定すること。

令和3年1月14日

沖縄県議会米軍基地関係特別委員会
委員長 照 屋 守 之